

令和7年(フ)第9261号

東京都世田谷区世田谷1丁目35-16-206
破産者 狩野 泰徳

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第106号

東京都渋谷区西原1丁目40-11-504
破産者 川勝 英治

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1104号

東京都江戸川区西小岩1丁目18-13-102
破産者 塚本 康太

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1127号

東京都葛飾区奥戸7丁目2番1号 若泉ビル102
破産者 株式会社大興

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1128号

東京都葛飾区細田1丁目12-12-202
破産者 青木 大輔

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1167号

東京都板橋区高島平2丁目32-2-1336
破産者 鈴木 英雄

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1174号

東京都新宿区山吹町363番地4
破産者 株式会社ポインター

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1262号

東京都品川区平塚1丁目4番6号 大野荘202、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区東五反田1丁目25番12号 クレール島津山901号

- 破産者 株式会社ウェストサイド
- 1 決定年月日 令和8年5月29日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1263号

東京都品川区平塚1丁目4-6 大野荘202
破産者 西脇 三郎

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1303号

東京都中央区京橋3丁目6番21号 京橋伸和ビル8階
破産者 株式会社参森

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1304号

東京都港区芝大門1丁目7-4-703
破産者 福田硯一千こと 福田 健一

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1551号

東京都大田区大森中2丁目19-4-402
破産者 瀧本長太郎

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1592号

東京都江戸川区北小岩6丁目35-6-302
破産者 佐伯 涼也

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1596号

東京都世田谷区宮坂1丁目21-4 パレットB203
破産者 渡邊佳奈枝

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1598号

東京都豊島区長崎4丁目7-14-201
破産者 安ヶ平 誠

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1610号

東京都足立区栗原3丁目7-12
破産者 大矢 勝彦

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1620号

東京都中野区中央5丁目19-16-301
破産者 松岡 大樹

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1627号

東京都板橋区徳丸4丁目14-1-316
破産者 森田 耕太郎

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1637号

東京都大田区西蒲田8丁目23-3-606
破産者 湯原 祐哉

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1640号

東京都練馬区大泉学園町2丁目15-10 S
Aークロス大泉学園4 106号
破産者 加藤 健介

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部